

■土地区画整理事業の名称

岐阜都市計画事業 穂積駅南土地区画整理事業

■施行者の名称

瑞穂市

■施行地区

別府字堤内二ノ町及び堤内三ノ町の各一部
面積約1.7ha

■施行地区内の土地の現況

地区内に既存の駅前広場が位置している。
地区東側に幅員12mの都市計画道路3・3・403号駅前線が接している。
その他は幅員4m程度の道路となっており、一部は4m未満となっている。

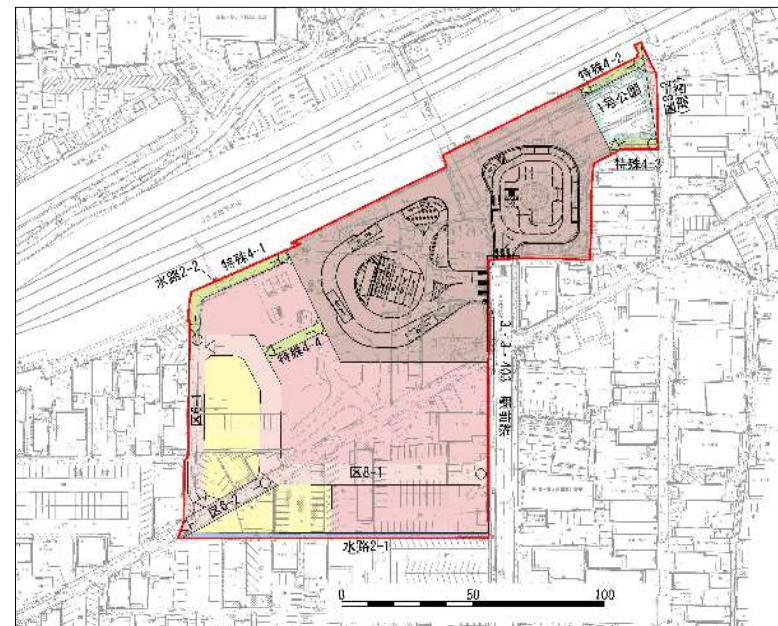


■事業の目的

本地区は、瑞穂市都市計画マスタープランにおいて、都市拠点として位置付けられており、交通利便性は高いものの、駅周辺の基盤整備が進んでおらず、渋滞等の交通上の課題や、狭小道路、行き止まり道路等の土地利用上の課題の解消が求められている。

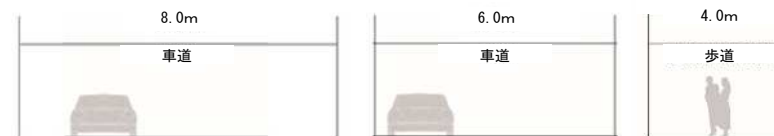
このため、駅前広場等の都市基盤の整備と、土地利用の転換・適正化により、拠点機能と生活環境を両立した健全な市街地を形成することを目的とする。

■設計図（案）



■公共施設の計画

【道路計画】 既存の駅前広場を拡張し都市計画道路3・3・403号駅前線として再整備する。また、現況の道路状況や街区形状を考慮し、区画道路幅員6m及び8m、特殊道路（歩道）幅員4mを配置する。



■供給処理施設の計画

【上水道】 区画道路に配水管を埋設し、地区全域に供給できるよう計画する。

【下水道】 道路側溝及び雨水管により放流する。（雨水）

区画道路に污水管を埋設し放流する。（污水）

【ガ ス】 各宅地に供給できるよう事業者と協議する。

■公益的施設の配置等

新たに整備する駅前広場に隣接する箇所に駐輪場の配置を計画する。